

改正

平成28年 4 月 1 日 要綱第78号

岩国市渡船料金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩国市柱島地区における高齢者、身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者が渡船を利用する際の料金の一部を助成するため、岩国市渡船利用券（以下「渡船利用券」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 岩国市渡船料金助成事業（以下「事業」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、岩国市柱島に住所を有し、かつ、現に居住している者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 満70歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に規定する級別が3級以上の身体障害者手帳を所持する者

(3) 療育手帳制度要綱（昭和48年 9 月 27 日 厚生省発児第156号厚生省事務次官通知）による障害程度 A 又は B の療育手帳を所持する者（以下「療育手帳所持者」という。）

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は精神障害を支給事由とする障害年金1級を受給する者（以下「1級の精神障害者保健福祉手帳所持者等」という。）

(利用できる渡船)

第3条 対象者が利用できる渡船は、岩国柱島海運株式会社（以下「渡船業者」という。）の渡船に限る。

2 岩国港と柱島港、端島港及び黒島港間の3ルートに限るものとする。

(介護者)

第4条 第2条第2号から第4号までに定める者のうち、身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年 4 月 1 日 J R 北海道公告第4号、J R 東日本公告第9号、J R 東海公告第6号、J R 西日本公告第7号、J R 四国公告第4号、J R 九州公告第5号）第2条第2項第1号に規定する第1種身体障害者（以下「第1種身体障害者」という。）又は A の療育手帳所持者若しくは1級の精神障害者保健福祉手帳所持者等が乗船するときは1人の介護者を、車椅子を使用する第1種身体障害者が乗船するときは2人の介護者をそれぞれ同乗させることができる。

2 前項の介護者は、介護の能力を有し、かつ、乗船区間が介護される第1種身体障害者、A の療育手帳所持者又は1級の精神障害者保健福祉手帳所持者等と同一でなければならない。

(交付)

第5条 対象者が渡船利用券の交付を受けようとするときは、岩国市渡船料金助成申請書兼同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査の上、対象者としての資格を有する者と認めたときは、登録交付台帳に登載し、渡船利用券（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の規定により交付する渡船利用券の枚数は、申請の属する月から当該年度末までの月数に4を乗じて得た枚数とし、再交付は、行わないものとする。

4 第2項の登録交付台帳に登載され、かつ、毎年3月31日現在において、第2条の規定に該当する者は、次年度分は継続して交付する。

（利用の方法）

第6条 対象者は、渡船利用券1枚につき、岩国港から柱島港までの区間において1回乗船することができる。ただし、乗船に伴い生ずる手荷物料金については、対象者の負担とする。

（助成金の支払）

第7条 市長は、渡船業者から毎月の助成金の請求を受けたときは、当該請求の際に添付された使用済みの渡船利用券に対象者の乗船区間が記載されているかを確認した上で、当該乗船に係る運賃相当額を助成金として渡船業者に支払う。

（資格喪失）

第8条 対象者が第2条に規定する条件を満たさなくなったとき、又は死亡したときは、速やかに不用になった渡船利用券を市長に返還しなければならない。

（禁止事項）

第9条 対象者は、渡船利用券を第三者に譲渡してはならない。

（助成の取消し）

第10条 市長は、対象者がこの要綱に違反したときは、交付済の渡船利用券を返還させるものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により、この要綱に基づく助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、合併前の岩国市渡船料金助成事業実施要綱（昭和63年4月1日岩国市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年4月1日要綱第78号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。